

教職員の長時間労働是正を求める意見書

文部科学省の「教員勤務実態調査（平成28年度）の集計（速報値）」では、厚生労働省が過労死の労災認定の目安とする月80時間超の残業に相当する教員が、小学校で33.5%、中学校では57.6%に達することが明らかになり、教職員がゆとりをもって子どもたちと向き合い、子どもたちに寄り添った教育を行うことは難しい現状となっている。

この背景には、教職員は「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下、「給特法」と言う。）により「労働基準法」が一部適用外となっていることや、少人数学級への移行及び教職員定数改善の未実施、授業時数の増加による日課の過密化、学力向上の要望や部活動の過熱化による業務の増加などがあげられ、さらに新学習指導要領が施行されれば、この傾向が一層顕著になることも懸念される。

こうした状況を受け、中央教育審議会での検討が始まっているところであるが、「給特法」を取り巻く状況が制定当時と大きく異なっていることを考慮すると、制度の改廃を含め、教職員についても、国の「働き方改革」の中で実効性のある超勤縮減に取り組むことが急務と考えられることから、下記の実現を求めるものである。

記

- 1 国においては、教職員の長時間労働是正に向け、「給特法」の改廃を含めた抜本的な対策を行うこと。また、現行の法制度下にあつては、北海道教育委員会は、「修学旅行の引率業務等に従事する道立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領」における対象業務の拡大や運用の改善など、実効ある超勤解消策を早急に講じ、教職員の勤務条件等の改善を図ること。
- 2 国においては、部活動の社会教育への移行に取り組むこと。また、北海道教育委員会においては、部活動の過熱化防止策を全道すべての中学校で徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月18日

帯 広 市 議 会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、北海道知事、
北海道教育委員会教育長 あて